

様式①  
 コロナウイルス用

# コロナウイルス感染症登園許可書 (保護者記入)

社会福祉法人清高福祉会 明道いぶき保育園

園児名 \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日生

病名：コロナウイルスに感染しているものと診断されました。

・症状出現日⇒ \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 ( \_\_\_\_\_ 曜日) から症状有り

・受診した医療機関名⇒ \_\_\_\_\_

・診 断 日⇒ \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

※下記の検温表に午前・午後の体温を記入して下さい。

	日にち	午前	午後		日にち	午前	午後
発症当日	/	°C	°C	5日目	/	°C	°C
1日目	/	°C	°C	6日目	/	°C	°C
2日目	/	°C	°C	7日目	/	°C	°C
3日目	/	°C	°C	8日目	/	°C	°C
4日目	/	°C	°C	9日目	/	°C	°C

発症した後、5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまでは登園停止です

## 新型コロナウイルス感染症の出席停止期間

保育園の登園基準は、厚生労働省から発行されている《保育所における感染症ガイドライン》に基づいた、出席停止期間となっています。

**基準** 発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで出席停止



発症  
症状あり



症状が  
軽快



症状  
軽快後



登校可能

発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目

※発熱が始まった当日は、発症0日。  
 解熱した当日は、解熱0日と数えます。  
 ※発症から、5日を経過しても症状が軽快してから、1日を経過しなければ登園できません。

病状が回復し、集団生活に支障がない状態になりました。

R \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日から、登園いたします。

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

\_\_\_\_\_ 保護者名